

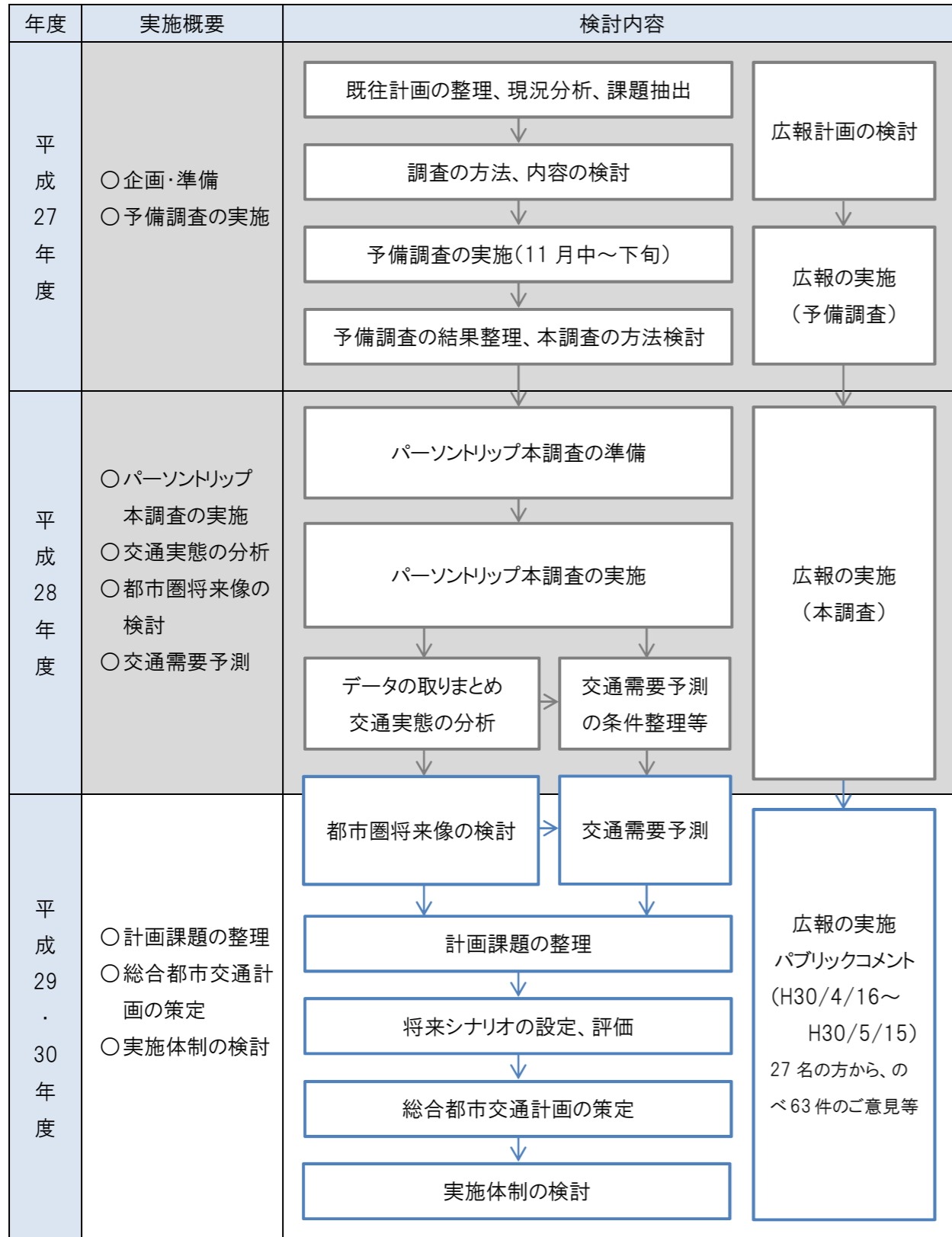
資料 1  
平成 31 年 3 月 13 日

長野都市圏総合都市交通計画協議会

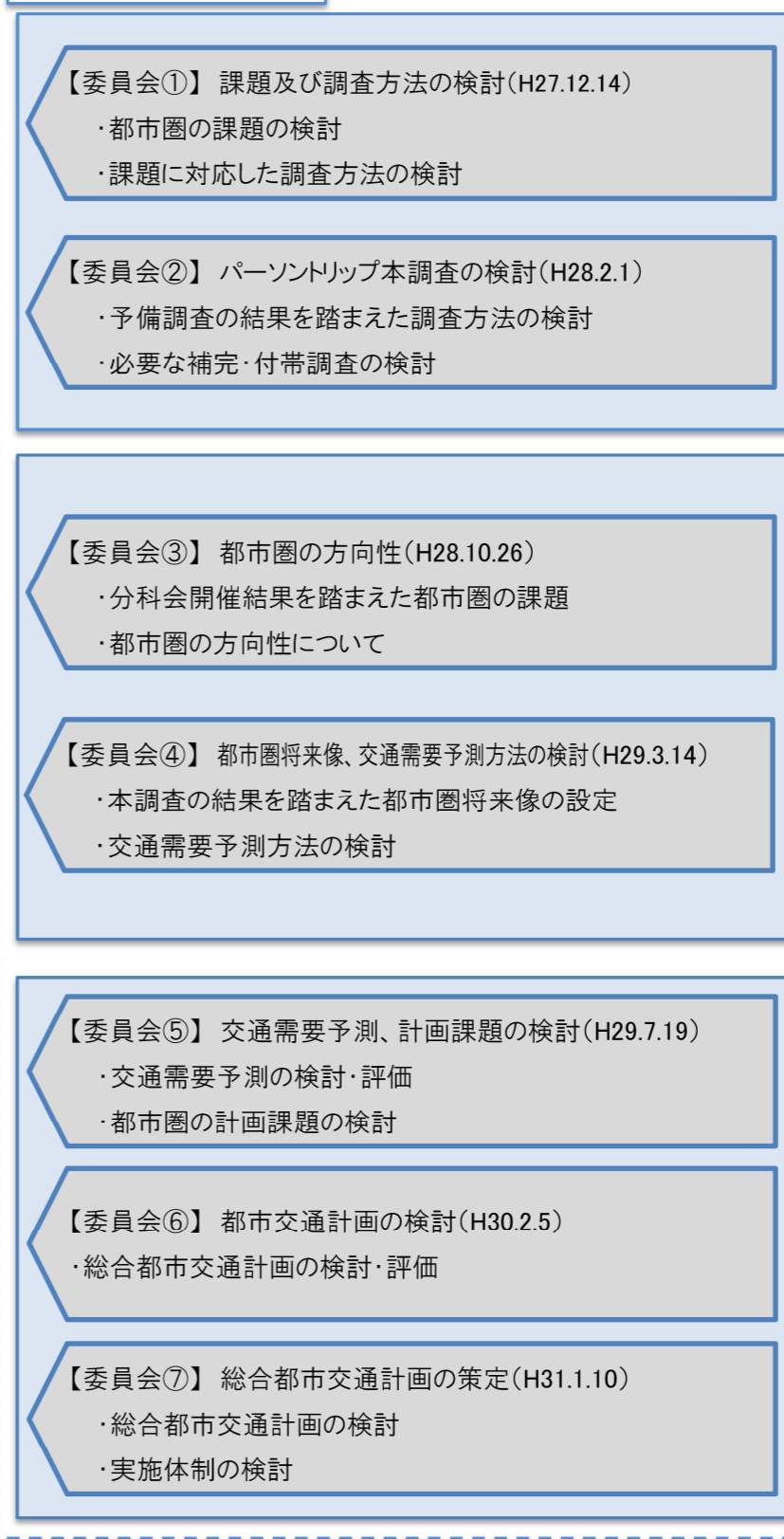
経 過 報 告

# 1. 経過

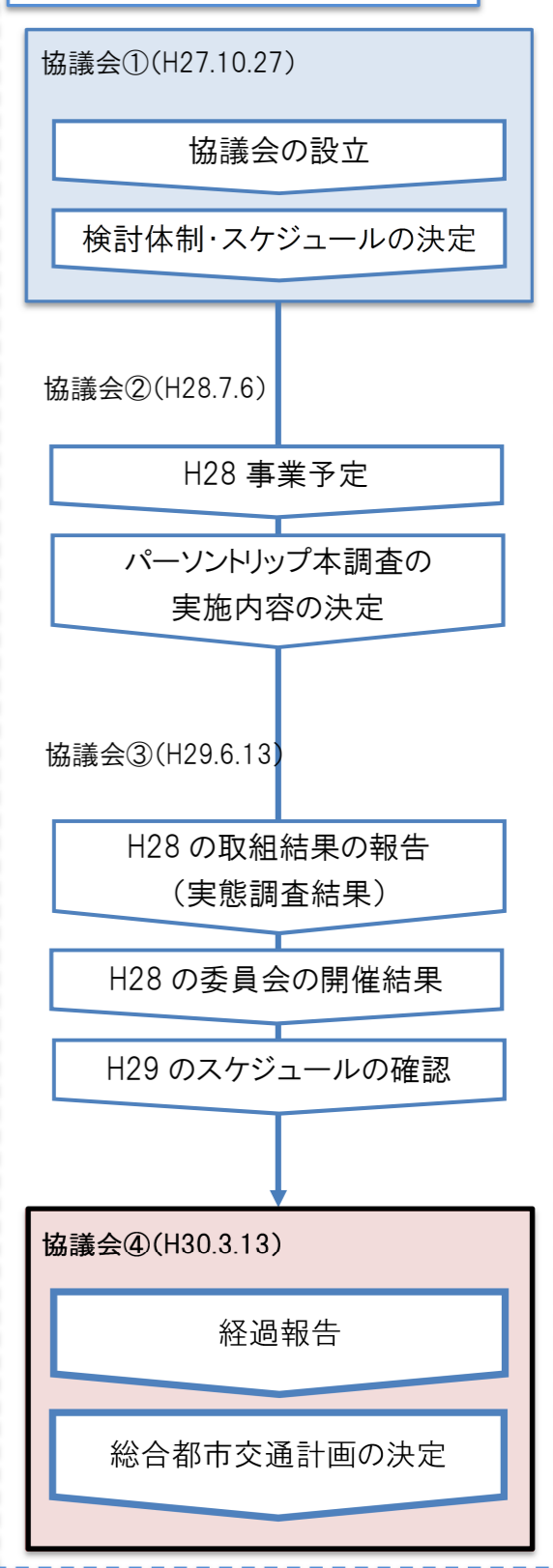
## ■全体の経過



## ■委員会検討内容



## ■協議会検討内容



# 長野都市圏総合都市交通計画協議会規約

(名称)

第1条 本会は、長野都市圏総合都市交通計画協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、長野都市圏における総合的な都市交通計画（以下「総合都市交通計画」という。）の策定及びこれに関する調査を行うことを目的とする。

(構成等)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる県及び関係市町により構成する。

- 2 協議会に、会長、副会長その他の役員を置く。
- 3 会長には長野県建設部長を、副会長には長野市都市整備部長をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。
- 5 会議は、会長が招集し、これを総括する。
- 6 次の事項は、会議に諮って決定する。
  - (1) 総合都市交通計画の策定及びこれに関する調査に関する事。
  - (2) 総合都市交通計画の策定に関する基本方針等重要事項に関する事。
  - (3) 委員の委嘱に関する事。
- 7 会長は、必要と認めるときは、役員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第4条 協議会に、総合都市交通計画の原案等の検討・作成を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる県及び関係市町の担当部署の職員により構成する。

(委員会)

第5条 協議会に、総合都市交通計画の策定及びこれに関する調査について意見聴取を行うため、委員会を置く。

- 2 委員会は、学識経験者並びに別表第3に掲げる関係行政機関及び関係交通事業者により構成する。
- 3 委員会の委員は、会長が委嘱する。
- 4 委員会に委員長を置き、学識経験者から委嘱された委員のうちから会長が指名する。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
- 6 委員会は、委員長が招集し、これを総括する。
- 7 委員会は、次の事項を所掌する。
  - (1) 総合都市交通計画の原案等に対して意見を述べ、必要に応じて幹事会に報告を求める事。
  - (2) 分科会の設置を求める事。
- 8 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(分科会)

第6条 委員会には、必要に応じて分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織は、会長が別に定める。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、長野県建設部都市・まちづくり課及び長野県長野建設事務所に置く。

(負担金)

第8条 協議会に係る費用については、別表第1に掲げる県及び関係市町が負担するものとし、負担割合等その方法については別に定める。

(設置期限)

第9条 協議会の設置期限は、総合都市交通計画の策定完了までとする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成27年10月27日から施行する。

別表第 1

県・関係市町
長野県
長野市
須坂市
中野市
飯山市
千曲市
小布施町
信濃町
飯綱町

別表第 2

担 当 部 署
長野県 建設部都市・まちづくり課
長野県 長野建設事務所計画調査課
長野県 千曲建設事務所整備課
長野県 須坂建設事務所整備課
長野県 北信建設事務所整備課
長野市 都市整備部都市計画課
須坂市 まちづくり推進部まちづくり課
中野市 建設水道部都市計画課
飯山市 建設水道部まちづくり課
千曲市 建設部都市計画課
小布施町 建設水道課
信濃町 建設水道課
飯綱町 建設水道課

別表第3

区 分	所 属	役 職
国土交通省	都市局 都市計画課 都市計画調査室	室長
	国土技術政策総合研究所 都市研究部 都市施設研究室	室長
	関東地方整備局 企画部 広域計画課	課長
	関東地方整備局 建政部 都市整備課	課長
	関東地方整備局 道路部 道路計画第二課	課長
	関東地方整備局 長野国道事務所	所長
	北陸信越運輸局 交通政策部 交通企画課	課長
	北陸信越運輸局 長野運輸支局	支局長
長野県	企画振興部 交通政策課	課長
	建設部 道路管理課	課長
	建設部 道路建設課	課長
	建設部 都市・まちづくり課	課長
	警察本部 交通部 交通規制課	課長
市町	長野市 都市整備部 都市政策課	課長
	須坂市 まちづくり推進部 まちづくり課	課長
	中野市 建設水道部 都市計画課	課長
	飯山市 建設水道部 まちづくり課	課長
	千曲市 建設部 都市計画課	課長
	小布施町 建設水道課	課長
	信濃町 建設水道課	課長
	飯綱町 建設水道課	課長
交通事業者	東日本旅客鉄道株式会社長野支社 総務部 企画室	室長
	長野電鉄株式会社 鉄道事業部	部長
	公益社団法人 長野県バス協会	専務理事
	しなの鉄道株式会社 経営戦略部 経営企画課	課長

# 長野都市圏総合都市交通計画協議会検討体制

## 1 体制

- 長野都市圏の総合的な交通計画（以下「交通計画」）の策定主体である県、関係市町により協議会を組織する。
- 協議会に、原案等の検討・作成を行うため、幹事会を設置する。
- 協議会は、交通計画策定に関して意見聴取を行なうため、委員会を設置する。

## 2 協議会

- 協議会は、委員会の意見を踏まえ作成された交通計画等について、協議の上決定する。
- 意見聴取の場として委員会を設置する。

## 3 委員会

- 委員会は、学識経験者、関係行政機関、関係交通事業者により組織する。
- 原案等に対して意見を述べ、幹事会へ報告を求めることができる。
- 必要に応じて分科会の設置を求めることができる。

## 4 幹事会及び事務局

- 幹事会は、策定主体である県、関係市町の担当部署により組織する。
- 各機関における施策等を踏まえ、協議会等で必要となる原案等の検討・作成にあたる。
- 協議会等の運営に必要な事務を行うため、県長野建設事務所、県都市・まちづくり課により事務局を組織する。

